

広域連合被保険者が広域連合内他市町村の地域密着型サービスを利用する際の取り扱いについて

1. 地域密着型サービスの基本原則

地域密着型(介護予防)サービスは、高齢者が要介護状態や認知症になっても、住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から創設されたサービスです。

そのため、原則として事業所が所在する市町村(保険者)の被保険者のみが利用できるサービスになります。

ただし、他の市町村(保険者)に所在する地域密着型サービス事業所について、被保険者からの利用希望に基づき、市町村(保険者)が必要であると認める場合には、例外的にその市町村(保険者)の同意を得て指定することで、被保険者が利用することが可能となります(他市町村利用)。

2. これまでの取り扱い

広域連合被保険者が広域連合内他市町村の地域密着型サービスを利用する場合、本来であれば同一保険者内であるため、他市町村利用の手続きは不要ですが、これまでは複数保険料を設定しているため、以下のとおりの取り扱いを行ってきました。

原則の取り扱い (地域密着型通所介護 除く)	他市町村利用の手続きに準ずる。 (詳細は3ページ以降)
地域密着型通所介護	手続きなし。 (平成 28 年度に地域密着型サービスとして新設された が、既存事業所は前年度まで県指定事業所で、すでに 圏域を超えて利用している被保険者が多かったこと等を 踏まえ、不要とした。)

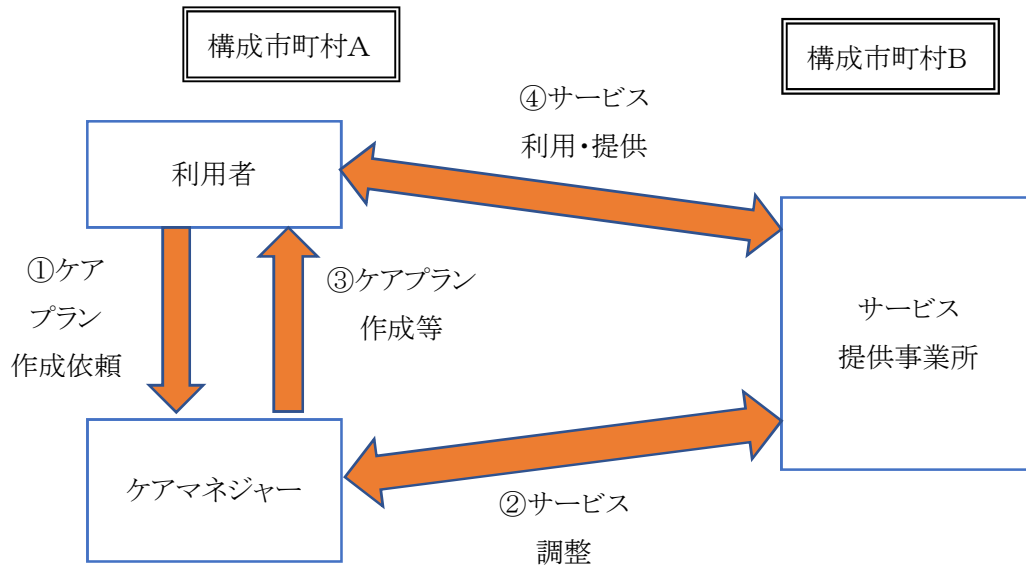
3. 令和6年度以降の取り扱い

令和6年度より介護保険料が均一化されることに伴い、広域連合被保険者が広域連合内他市町村の地域密着型サービスを利用する場合、手続きを不要とします。

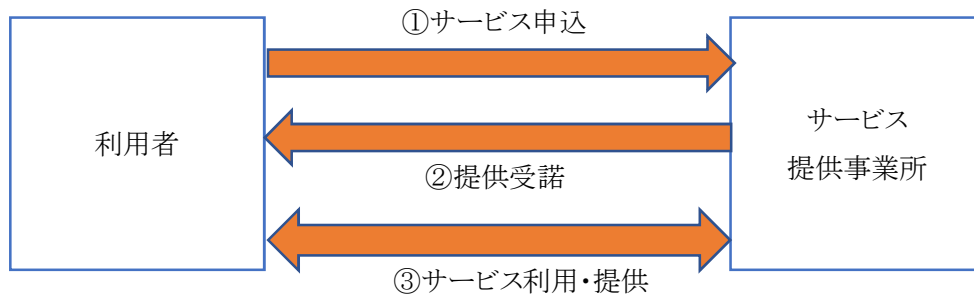
ただし、地域密着型居住系サービス(認知症対応型共同生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)を住居として、広域連合内他市町村に直接転入することはできないものとします。これは、地域密着型サービスの「住み慣れた地域で生活を継続できるようにするためのサービス」という趣旨及び当該市町村への医療費等の増大を防ぐために制限をかけるものです。

4. サービス利用の流れ

<在宅系サービス>



<居住系サービス>



5. その他

令和6年度より、広域連合被保険者が広域連合内他市町村の地域密着型サービスを利用する場合の手続きを不要としますが、地域密着型サービス事業所が必ず広域連合内他市町村の被保険者を受け入れなければならないわけではなく、受け入れるかどうかは地域密着型サービス事業所が決定します。